

浜松市職員の任用に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

浜松市人事委員会委員長 村越 啓悦

浜松市人事委員会規則第 2 号

浜松市職員の任用に関する事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則

浜松市職員の任用に関する事務の一部を委任する規則（平成 1 9 年浜松市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（選考に関する事務の委任） 第 3 条 人事委員会は、次に掲げる選考に関する事務を任命権者に委任する。 （1）任用規則第 1 0 条第 1 項第 2 号、第 8 号及び第 9 号に<u>規定する</u>職への採用に係る選考に関する事務 （2）任用規則第 1 0 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に<u>規定する</u>職のうち、委任することが適当であると人事委員会が認める職への採用に係る選考に関する事務 2 （略） （通知及び報告） 第 4 条 任命権者は、前 2 条の規定（任用規則第 1 0 条第 1 項第 9 号に<u>規定する</u>職に係る部分を除く。）に基づき競争試験又は選考を実施する場合は、あらかじめその実施について人事委員会に通知するとともに、その結果について速やかに人事委員会に報告しなければならない。	（選考に関する事務の委任） 第 3 条 人事委員会は、次に掲げる選考に関する事務を任命権者に委任する。 （1）任用規則第 1 0 条第 1 項第 2 号、<u>第 6 号</u>、第 8 号及び第 9 号に<u>掲げる</u>職への採用に係る選考に関する事務 （2）任用規則第 1 0 条第 1 項第 3 号及び第 7 号に<u>掲げる</u>職のうち、委任することが適当であると人事委員会が認める職への採用に係る選考に関する事務 2 （略） （通知及び報告） 第 4 条 任命権者は、前 2 条の規定（任用規則第 1 0 条第 1 項第 9 号に<u>掲げる</u>職に係る部分を除く。）に基づき競争試験又は選考を実施する場合は、あらかじめその実施について人事委員会に通知するとともに、その結果について速やかに人事委員会に報告しなければならない。

2 人事委員会は、前条第1項第1号に掲げる事務(任用規則第10条第1項第9号に<u>規定する職</u>に係る部分に限る。)について必要があると認めるときは、任命権者に報告を求めることができる。 (任用規則の準用) 第5条 任用規則第11条第1項ただし書及び第2項、<u>第12条、第13条並びに第14条</u>の規定は、任命権者が第3条の規定により委任を受けた選考を実施する場合に準用する。この場合において、任用規則第11条第2項中「第5条から第7条まで」とあるのは「第6条及び第7条」と読み替える。	2 人事委員会は、前条第1項第1号に掲げる事務(任用規則第10条第1項第9号に<u>掲げる職</u>に係る部分に限る。)について必要があると認めるときは、任命権者に報告を求めることができる。 (任用規則の準用) 第5条 任用規則第11条第1項ただし書及び第2項<u>並びに第12条から第14条まで</u>の規定は、任命権者が第3条の規定により委任を受けた選考を実施する場合に準用する。この場合において、任用規則第11条第2項中「第5条から第7条まで」とあるのは「第6条及び第7条」と読み替える。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらまし)

この規則は、浜松市職員の任用に関する規則第10条第1項第6号に規定する職への採用に係る選考に関する事務を、任命権者に委任するための改正を行うとともに、所要の整備を行うものです。